

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和3年12月17日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和3年12月17日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス妙円寺店

日置市伊集院町徳重字前田平1786番6の一部

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出事項の新設に関する届出

令和3年7月12日

3 意見の概要

交通安全、交通渋滞、騒音など大規模小売店舗を設置する事業者が配慮すべき事項について、国が定める指針に基づき、必要な措置を講じていることから、周辺地域の生活環境の保持について支障は無いと考えます。